佐野市地域包括支援センター運営業務委託プロポーザル実施要領

1　業務の概要

（1）　業務名　　佐野市地域包括支援センター運営業務委託

（2）　業務目的　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４５第１項第２号及び第２項第１号から第６号（第４号を除く）に規定する包括的支援事業などの業務を行う。

（3）　業務内容　別紙「佐野市地域包括支援センター運営業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）を参照のこと。

（4）　履行期間　契約締結日から令和９年３月３１日まで。ただし、契約の日から令和６年３月３１日までは準備期間とする。

2　提案限度額等

（1）募集圏域及び提案限度額

本業務の募集圏域及び提案限度額は、以下のとおりとする。また、事業への応募にあたっては複数圏域への応募も可能とする。

募　集　圏　域	設置数	提案限度額
佐野、犬伏圏域	1	141,989,000 円
植野、界、吾妻圏域	1	127,410,000 円
堀米、旗川、赤見圏域	1	131,300,000 円
田沼、田沼南部、栃本、田沼北部、戸奈良、三好、野上、新合、飛駒圏域	1	96,945,000 円
葛生、常盤、氷室圏域	1	68,995,000 円

※担当圏域については、介護保険事業計画に基づく。

ただし、各年度にかかる提案限度額は、次のとおりとする。

募集する担当圏域	提案限度額（千円）			
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	期間合計
①佐野、犬伏	46,662	47,410	47,917	141,989
②植野、界、吾妻	42,218	42,598	42,594	127,410
③堀米、旗川、赤見	43,000	43,400	44,900	131,300
④田沼、田沼南部、栃本、田沼北部、戸奈良、三好、野上、新合、飛駒	32,017	32,399	32,529	96,945
⑤葛生、常盤、氷室	22,940	22,977	23,078	68,995

（2）最低制限価格　無

３　公募型プロポーザル方式により契約候補者を特定する理由

本業務は、高齢者が抱える様々な生活課題を解決し、地域での生活が継続できるように支援を行うことであり、そのためには、地域の社会資源や地域の状況を把握し、個々の高齢者の状況に応じ、様々なサービスを結びつけ、問題解決に当たることが要求される。

業務の実施に当たり、質の高い運営を実現するため、価格による競争ではなく、事業に対する理解度や運営力、リスク対策、人材確保の方策等、事業者の持つノウハウを最大限活用していく必要があることから、プロポーザル方式により契約候補者を特定するものである。

４　提案参加資格

包括的支援事業を適切、公平、中立かつ効率的に実施できる法人であって、老人介護支援センター（在宅介護支援センター）の設置者、医療法人、社会福祉法人、NPO 法人、その他市長が適当と認める法人で、次の条件を満たすものとします。

（１）応募する圏域内に地域包括支援センターを設置できること。

（２）介護保険法（平成９年法律第 123 号）法第 115 条の 22 第 2 項の規定に該当しないものであること。

（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

（４）佐野市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

（５）本市の市税の滞納がないこと。

（６）応募法人の役員等は、佐野市暴力団排除条例（平成 23 年佐野市条例第 16 号）第 2 条第 4 項に規定する暴力団員でないこと。

（７）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により更生手続き開始の申し立てがなされていないこと、または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

５　選定スケジュール

実施内容	実施時期（令和５年度）
実施手続き開始の公告、証明書の交付	令和５年１０月　２日（月）
参加表明書の提出期限	令和５年１０月１６日（月）
提案資格確認結果及び提案書の提出要請の通知（予定）	令和５年１０月２３日（月）
質問受付締切	令和５年１０月２７日（金）
質問回答（予定）	令和５年１１月　２日（木）
提案書の提出期限	令和５年１１月２２日（水）

プレゼンテーション及び質疑応答（予定）	令和５年１１月３０日（木）
特定・非特定通知書の通知	令和５年１２月下旬

６　参加表明書の作成様式、記載上の留意事項及び問合せ先

（１）　参加表明書の作成様式

①　参加表明書（様式１）

②　参加資格要件確認表（様式２）

③　提案企業概要調書（様式３）

（２）　記載上の留意事項

各様式に記載している事項に注意し、必要に応じ指示する資料を添付すること

（３）　問合せ先（担当課）

〒327-8501　栃木県佐野市高砂町１番地

佐野市健康医療部いきいき高齢課地域支援事業係

TEL　0283-20-3021（直通）

FAX　0283-21-3254

e-mail：ikiikikourei@city.sano.lg.jp

※参加表明に関する質問については、電子メールによるものとする。

７　参加表明書の提出期限及び提出方法

（１）　提出期限　令和５年１０月１６日（月）午後５時１５分まで（必着）

（２）　提出場所　６（３）に同じ

（３）　提出方法　持参または郵送とする。郵送で提出する場合は、「書留」、「簡易書留」、「配達記録」のいずれかの方法によるものとし、メール便は不可とする。持参による場合は、休日を除く、午前８時３０分から午後５時１５分までに提出すること。

（４）　提出部数　参加表明書等の提出部数は、正１部、副１２部とする。

８　提案書提出者の選定及び非選定に関する事項

参加表明書の添付書類により、本プロポーザルの提案資格を満たすものであるかを確認し、その結果を次のとおり通知する。

（１）　確認を行った結果、提案書の提出者として認められた者に対しては、提案書の提出に選定された旨とプロポーザル参加要請を書面により通知する。

（２）　提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知する。

（３）　上記（２）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、書面により、非選定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおり。

①　受付場所　６（３）に同じ。

② 受付時間　午前８時３０分から午後５時１５分まで（休日を除く）

（４） 上記の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日（休日を含まない。）以内に書面により行う。

（５） 参加表明書提出後、参加を辞退するときは、辞退届を提出すること。提出期限までに提案書の提出がない場合については、参加を辞退したものとみなす。

９　提案書の作成様式、記載上の留意事項及びその問合せ先

（１） 提出書類一式

① 提案書（様式４）

② 公募申込書（様式５）

③ 誓約書（様式６）

④ 事業経歴・実績（様式７）

⑤ 役員名簿（様式８）

⑥ 管理者経歴書（様式９）

⑦ 開設提案書（様式１０）　土地・建物に関する権利関係概要を記載すること。

⑧ 理念・基本方針（様式１１）　地域包括支援センターを運営するにあたっての理念・基本方針等（自立支援・介護予防の視点を含め）を記載すること。

⑨ 事業スケジュール（様式１２）　開設までの日程を記載すること。

⑩ 事業所予定地（様式１３）　事業所の予定地の付近見取図を記載すること。

⑪ 平面図（様式１４）　各室の用途及び面積を記載すること。当該事業の専門部分と他との共用部分を色分けする等、使用関係を分かりやすく表示すること。

⑫ 決算書等（任意様式）

・直近２年間の決算書類（令和３・４年度）を提出すること。

・公的機関から補助金、融資、寄付等がある場合は過去２年間の内容と実績を記載すること。

⑬ 見積書（任意様式）　本業務に係る見積書（内訳含む）を作成すること。ただし、提案限度額を超えることはできない。

⑭ 従事職員関係（様式１５）　次の３点を記載すること。

ア資格・経験（採用人数・資格、実務経験について）

イ雇用形態（常勤職員とその他の職員）

ウ研修体制（採用時、従事後）

⑮ 苦情処理（様式１６）　苦情対応への方針・処理体制を記載すること。

⑯ 個人情報保護（様式１７）　個人情報保護の管理方針と方法について記載すること。

⑰ 地域との連携（様式１８）　地域及び関係機関との連携等について記載すること。

⑱ 介護予防支援事業の方針（様式１９）　介護予防支援事業を委託する場合の考え方を記載すること。

（２） 記載上の留意事項

① 各様式に記載している事項に注意し、必要に応じ指示する資料を添付すること。

② 当該業務の評価項目に照らし、提案書は可能な限り簡素でわかりやすいものとする

こと。

（３）　問合せ先　６（３）に同じ

10　提案書の提出期限及び提出方法

（１）　提出期限　令和５年１１月２２日（水）午後５時１５分まで（必着）

（２）　提出場所　６（３）に同じ

（３）　提出方法　持参とし、その他の方法による提出は一切認めない。なお、申請に際しては書類の確認を行うため、事前に電話にて予約の上、持参するものとする。

（４）　提出部数　提案書等の提出部数は、９（１）②から⑱までを正１部、副１２部とする。なお、①提案書（様式４）は正に１部添付すること。

　また、提出書類はＡ４縦型リングファイルまたはフラットファイル（２穴）に左綴じとする。ファイルの表紙及び背表紙に「佐野市地域包括支援センター公募申込書」「法人名」「正本または副本（表紙のみ）」を記載し、各種書類の間には書類の名称を記載した仕切り紙を挟み、仕切り紙には提出書類に対応する番号を記したインデックスを付けること。

（５）　提出書等の作成及び提出上の留意事項

①　提出された提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲においては複製する。

②　提出された提案書等は、提出後において内容の変更は認めない。

11　要領及び仕様書等に対する質問の受付期間、提出方法、提出場所及びその回答方法

（１）　質問の内容

質問の内容は、本要領及び仕様書の内容及び提案書の作成に係るもの等とし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

（２）　受付期間

公告の日から令和５年１０月２７日（金）午後５時１５分まで（必着）

（３）　提出方法

①　質問・質問回答書（様式２０）を用いること。

②　持参又は郵送、ＦＡＸもしくは電子メールにより提出するものとし、電子メール以外の方法で提出した場合は、同内容を電子メールに添付して送付すること。

③　持参による場合は、休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までに提出すること。

④　電話による問合せは受け付けない。

（４）　受付場所　６（３）に同じ

（５）　回答方法

回答は、令和５年１１月２日（木）（予定）までに、市ホームページに掲載する。

12　プレゼンテーション及び質疑応答

（１）　日時　令和５年１１月３０日（木）（予定）

（２）　場所　佐野市役所内会議室（予定）

※詳細な日時等については､｢提案書の提出者の選定等通知｣により連絡することとする。

（３）　実施方法

①　プレゼンテーションは１０分、質疑応答は５分、合計１５分を目安とする。

②　プレゼンテーションは非公開とする。

③　プレゼンテーションの実施方法は自由形式とし、電子機器の利用を可とする。(必要機材のうち、スクリーン及びプロジェクターは本市が用意する。その他パソコン等は各自持参すること。)

④　プレゼンテーション実施の際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を提出することはできないものとする。

⑤　プレゼンテーション当日に、指定された場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなす。

13　提案書を特定するための基準

（１）評価基準

提案書を特定するための評価基準は次のとおりである。

評価項目	評価の視点	配点
１　法人の概要	安定的、継続的に法人運営が可能な財産基盤があるか。	5
	法人理念、運営方針、構成等から委託に適した法人であるか。	5
２　法人の実績	地域包括支援センターに活かせるための事業実績があるか。	5
	指定介護予防支援事業所業務を実施するための事業実績があるか。	5
３　人材の確保	本業務を行うにあたり、専門職の確保が可能か。	5
	法人として職員の専門知識、技術向上に向けた研修体制が整えてあるか。	5
４　運営の基本理念	地域包括支援センターの役割を理解し、「地域ケア」の中核機関として機能を果たせるか。	5
	地域包括支援センターの中立性・公正性確保が図られるか。	5
５　開設設計・準備	地域包括支援センター運営に係る収支予算は適切なものか。	5
	開設に向けた必要な準備が無理なく予定されているか。	5
	高齢者にわかりやすく、来所しやすい場所か。	5
	業務を行うのに必要な設備等が確保されているか。	5

６　地域包括支援センターの基本方針	介護予防の意義、介護予防ケアマネジメントを正しく理解し、認識しているか。	5
	総合相談支援事業を正しく理解し、実行可能な体制であるか。	5
	権利擁護事業を正しく理解し、積極的に取り組めるか。	5
	ケアマネジャー支援、地域ネットワークづくりについて実行可能な体制があるか。	5
	苦情処理に対する対応と業務への反映について、体制が整っているか。	5
	個人情報の取り扱いに関し、適切かつ安全に管理できる体制か。	5
	地域及び関係機関との連携が構築できるか。	5
	指定介護予防支援事業所としての方針・具体策はあるか。適正な人員配置は可能か。	5
合計		１００

（２）順位の確定方法

提案書の特定は、評価項目による評価の結果、評価点数の高いものを最優秀者とする。ただし、最上位の点数の者が複数ある場合には、（１）評価基準の「法人の実績」「運営の基本理念」の項目の点数が最上位の者を選定する。なお、提案者が１者のみの場合については、基準点を満たした場合に最優秀者とする。

（３）基準点

配点合計の６０%以上の得点である６０点以上とする。

14　提案書の特定及び非特定に関する事項

提案書、プレゼンテーション等により提案内容を評価し、その結果を次のとおり通知する。

（１）提出された提案書が最優秀となった者に対し、提案書が特定された旨を書面により通知する。

（２）提出された提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知する。

（３）上記（２）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、書面により、非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおり。

①受付場所　６（３）と同じ。

②受付時間　午前８時３０分から午後５時１５分まで（休日を除く）

（４）上記（２）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日（休日を含まない。）以内に書面により行うこととする。

15　契約等に関する事項

（1）契約候補者の特定

本プロポーザルにおいて特定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の相手方として特定するとともに、業務の仕様内容を協議し、業務の発注が整った段階で、本市財務規則に定める手続きにより契約を締結する。

ただし、次のいずれかに該当し、最優秀者から見積書の受領及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を契約の相手方として再特定するものとする。

①最優秀者が、地方自治法施行令第１６７条の４に該当することとなったとき。

②最優秀者が、佐野市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき。

③最優秀者が、特定後に本説明書に掲げる失格事項に該当して失格となったとき。

④最優秀者との協議の結果、契約締結ができなかったとき。

⑤その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき。

（2）委託契約金額

委託契約金額は、特定された提案内容・見積額を基に細部について、市と打合せを行い、予算の範囲内で受注業務内容及び契約金額を決定する。また、支払いは四半期ごととする。

16　参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

（1）提案書等が提出期限までに提出されない場合

（2）提出書類に虚偽の記載があった場合

（3）本説明書に定める資格要件を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合

（4）その他本説明書の定めに反した場合

（5）本件に関して不正あるいは公平さを欠く行為があった場合

17　その他の留意事項

（1）提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。

（2）参加表明書及び提案書の作成及び提出等に関する費用は、提出者の負担とする。

（3）参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

（4）提出された提案書等は返却しない。

（5）本プロポーザルにおける評価結果は公表するものとする。公表する内容は、プロポーザル参加者名、特定された者の名称及び住所、総合評価点とする。

（6）本要領に定めのない事項に疑義が生じた場合は、協議により定める。